

高額の保費を付すことにより、採取せんとする事

二 此等の全計を国家の管理の下に置くことにより、依りて労働者のあつゆる自主的な運動を妨害し、組織力を分断せしめ破壊せんとすること
以上を通三本法は如何に支配階級が労働者保護法を現行より増補する、明には労働者保護法であり取締法なる領域に脱し居り、漸定する、我等は、これら二案を、居る原則に依り労働者補償制度に立脚せしめ、其の労働者保護法として、健全な保衛法を希望する、其の本法の正体と隠蔽せしめらるる

(資行方法)

- 一 組合同盟加盟組合支部に於て資本家と抗争する際、本法に關する不備事項を抗争題目とする
- 二 此の模様科は、可下承の全額負担ならしめ、努力すること
- 三 組合同盟加盟支部は本法施行上、於ける實際問題、其の他法令より不備欠陥を、抗争支部と聯絡し、日本労働者元を通じて政治闘争を存すること
- 四 組合同盟加盟組合支部は、適宜の場所にて本法に關する相談所を設置し、組織労働者は勿論、一般労働者の本法に關する指導をせしむること

以上

(四)

本部費上の件

(理 由)

組合同盟本部提出

組合同盟が單なる連絡機関であるか知り現状より脱して一歩なりよき之を活動の中心とし、元矣するたれ、先づ本部の経済的元案を期しなければならぬ
理想家は常に用度自り旋末の外に本部の主要兼合計を置き、本部の經常費を増額すること等のために本案を提出する

(二カ 法)

本部前を二割値上すること
(即ち従来の本部費五銭を六銭とすること)

(9011)

- 組合同盟綱領規約、全國大會宣言 (組合同盟本部提出)
- 全國労働組合全護起唱の件 (関西聯合会提出)
- 無産階級運動暴圧諸法令撤廃の件 (全)

以上三ヶ案、條の說明は別紙に付す